

さない(省令附則)。

尙毛絲販賣價格取締規則の違反は、輸出入臨時措置法第五條の適用を受け、一年以下の徴収又は五千圓以下の罰金に處せらることとなつてゐる。

最後に毛絲のみ最高價格を設けて毛織物は如何するのかといふ疑問が起るが、毛絲を抑へれば毛織物は之に隨ひ間接的に價格を抑へられるし、毛織物は種類が多く且一般の大衆に關係が多いので、中央物價委員會に公定價格其の他の物價對策を講ぜしめることとなつてゐるので、毛絲販賣價格取締規則には規定されてゐない。

### 第三 運用方針

毛絲販賣價格取締規則第一條の規定により、最高價格を設定する毛絲の種類及最高價格が、昭和十三年八月廿四日付を以て左の如く商工大臣より告示され、同廿六日から施行された。

#### 一 適用毛絲の種類 最高價格を設定する毛絲は

イ 毛織物 メートル式番手一二〇番以上七十番以下

ロ メリヤス毛絲 單絲にしてメートル式番手三十二番のもの及双撚絲にして十六<sub>半</sub>以上四十八番以下のもの

ハ 手綱毛絲 メートル式番手九番以上十六番以下のもの等三種類の毛絲の内で  
イ 純毛のもの

ロ 純毛以外の纖維(スフ其の他)を一割、二割、三割、四割、五割、六割、七割又は八割混紡したるもの

のみに限られ、紡毛絲は技術的に最高價格設定困難なるにつき設定せず、又山羊毛、駱駝毛、アンゴラ兎毛、家鶯絹、野鶯絹の纖維を二割以上混紡したものは、生産獎勵のため最高價格を適用しない。生産獎勵といふのは、之等は羊毛の如く外國より巨額に仰ぐと異り、國內で原料が出來るからである。

二 最高公定價格 次に最高價格は如何かといふに、此の場合製造者が仲間商人に賣る値段と、仲間商人が消費者に賣る場合の値段とに分けて、左の如く決定されたのである。

#### 公定價格

## A 毛絲を製造又は加工する者が販賣する場合

## (イ) 毛織物

(單位一封度)

| 番手混紡割合 | 純毛  | 一割  | 二割  | 三割  | 四割  | 五割  | 六割  | 七割  | 八割  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 二十番    | 三〇一 | 二九六 | 二九一 | 二八六 | 二八一 | 二七六 | 二六六 | 二五六 | 二四一 |
| 三十番    | 三〇三 | 二九八 | 二九三 | 二八八 | 二八三 | 二七八 | 二六八 | 二五八 | 二四三 |
| 三十二番   | 三〇四 | 二九九 | 二九四 | 二八九 | 二八四 | 二七九 | 二六九 | 二五九 | 二四四 |
| 三十六番   | 三〇六 | 三〇一 | 二九六 | 二九一 | 二八六 | 二八一 | 二七一 | 二六一 | 二四六 |
| 四十八番   | 三一二 | 三〇七 | 三〇二 | 二九七 | 二九二 | 二八七 | 二七七 | 二六七 | 二五四 |
| 五十二番   | 三一七 | 三一二 | 二〇七 | 三〇二 | 二九七 | 二九二 | 二八二 | 二七二 | 二五七 |
| 六十四番   | 三二三 | 三一八 | 三一三 | 三〇八 | 三〇二 | 二九八 | 二八八 | 二七八 | 二六三 |
| 六十九番   | 三二二 | 三一七 | 三一二 | 三〇七 | 三〇二 | 二九七 | 二八七 | 二七七 | 二六二 |
| 七十二番   | 三四五 | 三四〇 | 三三五 | 三三〇 | 三二五 | 三二九 | 三一〇 | 三〇〇 | 二八五 |
| 七十九番   | 三〇四 | 二九九 | 二九四 | 二八九 | 二八四 | 二七九 | 二六九 | 二五九 | 二四四 |
| 三十番    | 三〇六 | 三〇一 | 二九六 | 二九一 | 二八六 | 二八一 | 二七一 | 二六一 | 二四六 |
| 三十二番   | 三〇七 | 三〇二 | 二九七 | 二九二 | 二八七 | 二八二 | 二七二 | 二六二 | 二四七 |
| 三十六番   | 三〇九 | 三〇四 | 二九九 | 二九四 | 二八九 | 二八四 | 二七四 | 二六四 | 二四九 |

| 双撚絲  | 四十八番 | 三一五 | 三一〇 | 三〇五 | 三〇〇 | 二九五 | 二九〇 | 二八〇 | 二七〇 | 二五五 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 五十二番 | 三二〇  | 三一五 | 三一〇 | 三〇五 | 三〇〇 | 二九五 | 二八五 | 二七五 | 二六〇 |     |
| 六十番  | 三二五  | 三二〇 | 三一五 | 三一〇 | 三〇五 | 三〇〇 | 二九〇 | 二八〇 | 二六五 |     |
| 六十四番 | 三二六  | 三二一 | 三一六 | 三一〇 | 三〇六 | 三〇一 | 二九一 | 二八一 | 二六六 |     |
| 七十二番 | 三四八  | 三四三 | 三三八 | 三三三 | 三二八 | 三二三 | 三一三 | 三〇三 | 二八八 |     |

イ 二十番手以上七十二番手以下にして本表に記載なき番手の毛絲は本表記載の番手の中最も近き太番手のものと同値とす。

ロ 雪降絲は六十錢上げ、杢絲は七十錢上げ、ボーラー絲は八十五錢上げとす。

ハ 黒片染絲は混紡割合一割に付二錢上げ、其の他の片染絲は混紡割合一割に付五錢上げとす。

(ロ) 純大小毛絲  
(イ) 番手混紡割合 純毛 一割 二割 三割 四割 五割 六割 七割 八割

| 單絲   | 三十二番 | 三〇二 | 二九七 | 二九二 | 二八七 | 二八二 | 二七七 | 二六七 | 二五七 | 二四二 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 十六番  | 三〇〇  | 二九九 | 二九四 | 二八九 | 二七九 | 二七四 | 二六四 | 二五四 | 二三九 |     |
| 二十番  | 三〇〇  | 二九〇 | 二九五 | 二九〇 | 二八五 | 二八〇 | 二七五 | 二六五 | 二五五 |     |
| 三十二番 | 三〇五  | 三〇〇 | 二九五 | 二九〇 | 二八五 | 二八〇 | 二七〇 | 二六〇 | 二五〇 |     |
| 三十六番 | 三〇八  | 三〇三 | 二九八 | 二九三 | 二八八 | 二八三 | 二七三 | 二六三 | 二五〇 |     |
| 四十八番 | 三一五  | 三一〇 | 三〇五 | 三〇〇 | 二九五 | 二九〇 | 二八〇 | 二七〇 | 二五五 |     |

イ 十六番手以上四十八番手以下にして本表に記載なき番手の双撚絲は本表記載の番手の中最も近き太番手のものと同値とす。

ロ 後染のものは三十錢上げ、先染のものは四十五錢上げとす。

#### (ハ) 手 編 毛 絲

(単位一封度)

| 番手  | 混紡割合 | 純毛     | 一 割    | 二 割    | 三 割    | 四 割    | 五 割    | 六 割    | 七 割    | 八 割    |
|---|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 九 番                                       |      | 円 二・九二 | 円 二・八七 | 円 二・八二 | 円 二・七七 | 円 二・七二 | 円 二・六七 | 円 二・五七 | 円 二・四七 | 円 二・三二 |
| 十 六 番                                     |      | 三・〇〇   | 二・九五   | 二・九〇   | 二・八五   | 二・八〇   | 二・七五   | 二・六五   | 二・五五   | 二・四〇   |
| イ 九番手以上十六番手以下にして本表に記載なき番手の毛絲は九番手のものと同値とす。 |      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| ロ 後染のものは三十錢上げ、先染のものは四十五錢上げとす。             |      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |

B 毛 絲（手編毛絲を除く）を販賣する者（毛絲を製造又は加工する者を除く）が消費者に對し販賣する場合

毛絲を製造又は加工する者が販賣する場合の最高價格に其の百分の四を加へたる價格とする。つまり商人の口錢が四分である。

三 物價取締規則との關係 以上の如く毛絲販賣價格取締規則が制定公布されたので、從來物品

品販賣價格取締規則の適用を受けてゐた毛絲を除外することとなり、商工省では官報を以て、商工大臣が此の旨告示（昭和一三年八月二十四日）した。最高價格の適用なき毛絲については、從來通り物品販賣價格取締規則によるものである。

〔参考〕商工省告示第二百四十九號

昭和十三年七月商工省告示第二百八號中左ノ通改正ス

第一項但書中「又ハ人造絹絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノ」ヲ「人造絹絲販賣價格取締規則又ハ毛絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノ（手編毛絲ニ在リテハ之ヲ製造スル者ガ販賣スルモノニ限ル）」ニ改ム

## リンク制

近代戦争は物資戦争であるから、實に巨大な物資の消耗を伴ふものである。我國も支那事變勃發以来、この戦争遂行のための諸物資は、非常な増加をしてゐる。然しどこの國でもさうであるやうに、戦争に要する諸物資は、到底國內だけでこれを自給し得ず、多量の部分を輸入に俟たねばならない。

かかる大量の輸入を放任しておくときは、我國の貿易尻は非常な入超となり、爲替相場を暴落させ、従つて國內物價の暴騰を招き、所謂惡性インフレーションを惹起しないとも限らない。

そこで政府は、戦争用物資以外の物資には全面的の輸入抑制を行つてゐるのである。この輸入抑制政策には、然しつぎのやうな缺陷がある。それは我國が原料の輸入國で、製品の輸出國である關係から、輸入をおさへれば輸出もそれだけ萎縮する結果とな

ることである。現に昭和十三年上半期の貿易統計は、この事實をはつきり現はしてゐる。

政府は、この缺陷を矯正する意味で、輸出と輸入を連繋する制度、つまりリンク制を実施してゐる。リンク制度とは、原料の輸入を、その製品の輸出に結びつけること、云ひ換へれば、輸出さへ出来れば、それに比例してその原料はいくらでも輸入出来るといふ仕組である。

棉花と綿製品、羊毛と毛織物、人絹バルブと人絹などのリンク制度はその代表的のものである。

リンク制度には個別リンクと総合リンクとある。個々の商品の原料と製品とのリンク制は個別リンクであり、多數の商品と多數の原料とを総合して、結びつけるのが、総合リンクである。

このほか輸出した場合に獲得する輸入権が個人に属するか、團體に属するかの區別に従つて、個人リンクと團體リンクといふ區別もある。



## 第十三講

人絹の公定價格



## 第十三講 人絹の公定價格

### 第一 總 説

人絹絲の價格は輸出價格を上廻つて内地價格が昂騰せんとする傾向にあり、そのため印度市場に於ては伊太利人絹が邦品の有力なる競争者となつて登場しつゝあり、よつて一は對外的に輸出競爭力を與へるためと、一は國家の物價對策のため、商工省では人絹絲の公定價格を制定することとなり、輸出入臨時措置法に基き人造絹絲販賣價格取締規則を七月廿三日付を以て公布、廿五日より實施した。

### 第二 規則の骨子

同規則は四ヶ條より成る原則的な大綱を規定し、細目は告示に譲つてゐるが、その内容を解説

すると

一人絹絲は、如何なる名義を以てするを問はず、最高價格を超ゆる對價を以て販賣することは出來ない、そして最高價格は、商工大臣が告示する(省令第一條)。

二 最高價格設定の人絹絲に付ては、最高價格を超ゆる對價を以て販賣したのと同一の利益をあげる目的で、買戻し約款を付したり、他の商品と併せ販賣したり、其の他之に似た様な行爲をなすことを得ない。例へば最高價格が百圓であつたとして、甲が乙に買戻し約款付で九十圓で賣り、更らに甲が乙から七十圓で買戻して、二十圓儲け然る後甲が乙に再び九十圓で賣つたとすると、形式的には最高價格以下の販賣であつても、實質的には甲は百十圓で賣つて最高價格を超えて販賣したことになる。組み合せ賣買といふのは、人絹は最高價格の範圍内で賣るが、人絹と一緒に最高價格のない他の商品と組合せて不當なる高い價格で賣れば、實質的には人絹の最高價格を超へた値段で賣つたと同様の利益を得る譯である。で當局はかうした脫法行爲は認めないと言ふのである(省令第二條)。

三 最高價格を設定せる人絹絲は、その販賣をなす月より六ヶ月目以後に受渡をなすことを條件

として受渡をなすことを得ない。之は先物の賣買を自由にすると、人絹の需給が窮屈化する惧があるからである。然し輸出註文がある場合は、先物の取引が必要であるから此の場合商工大臣の許可を得て認めるとなつてゐる(省令第三條)。

四 最高價格を設定せられざる人絹絲は、自由な價格で賣買するのは差し支へないが、之とも不當の暴利で販賣される様なことになつては困るので、商工省は之を監視するために、最高價格適用外の人絹絲に付ては、販賣業者をして毎月十日迄に、前月中の販賣數量及金額を商工大臣に届出させることにした(省令第四條)。

五 以上の最高價格制施行によつて、差し當り困るのは、施行前に最高價格を超へた販賣契約をなし、本規則施行後に受渡するもので、之に對しては當局は事情を考慮し、九月卅日迄に受渡するものは差し支へないものとして認容するが、十月一日以後に受渡するものは、假令本規則施行前になした契約のものでも、最高價格を超ゆることを得ないこととした(省令附則)。

尙人絹販賣價格取締規則に違反した場合は、輸出入臨時措置法第五條の適用によつて、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられることとなつてゐる。

### 第三 公定價格の告示

人造絹絲販賣價格取締規則第一條に基いて最高價格を設定される人絹絲の種類及最高價格は、左の如く昭和十三年八月廿三日付を以て商工大臣から告示され同廿五日より施行した。

**註** 尚人絹絲標準品の價格のみをかゝげ、格付は省略したが、格付の追加訂正に關する商工大臣告示は、昭和十三年九月三日發せられた。

#### 第一 人造絹絲の種類

- ビス (一一〇、一五〇、二〇〇、二五〇又は三〇〇デニールのもの)
- マルチ艶有 (七五、一〇〇又は一一〇デニールのもの)
- マルチ艶消 (七五、一〇〇、一一〇又は一五〇デニールのもの)
- ベンベルグ (三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一一〇又は一五〇デニールのもの)
- マテザ (四〇、六〇、七五、一〇〇、一一〇又は一五〇デニールのもの)

#### 第二 最高價格

##### A 人造絹絲を製造する者が販賣する場合

###### イ) ビス

| アニール    | 銘            | 柄 | 呼稱    | 最高價格(單位百封度) |
|---------|--------------|---|-------|-------------|
| 一二〇 (紹) | 富士標 (東京人造絹絲) | I | 八八・〇〇 |             |
| 一五〇 (紹) | 富士標 (東京人造絹絲) | I | 八五・〇〇 |             |
| 二〇〇 (紹) | 富士標 (東京人造絹絲) | I | 八三・〇〇 |             |
| 二五〇 (紹) | 富士標 (東京人造絹絲) | I | 八一・〇〇 |             |
| 三〇〇 (紹) | 富士標 (東京人造絹絲) | I | 八一・〇〇 |             |

スプール捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす  
格付表は省略す

###### (ロ) マルチ艶有

| アニール    | 銘            | 柄 | 呼稱     | 最高價格(單位百封度) |
|---------|--------------|---|--------|-------------|
| 七五 (紹)  | 富士標 (東京人造絹絲) | I | 一三五・〇〇 |             |
| 一〇〇 (紹) | 富士標 (東京人造絹絲) | I | 一一二・〇〇 |             |
| 一二〇 (紹) | 富士標 (東京人造絹絲) | I | 九〇・〇〇  |             |

###### 第三 公定價格の告示

第十三講 人絹の公定價格

三一四

スプール捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす  
格付は省略

(八) マルチ絹消

デニール

銘

柄

呼稱

|          | 最高價格(單位百封度) |
|----------|-------------|
| 七五(認)    | 一三八・〇〇      |
| 一〇〇(認)   | 一一五・〇〇      |
| 一二〇(認)   | 九三・〇〇       |
| 一五〇(認)   | 九二・〇〇       |
| 金鶴(東洋紡績) | I I A A     |

スプール捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす  
格付は省略

(二) ベンベルグ

デニール

銘

柄

呼稱

|       | 最高價格(單位百封度) |
|-------|-------------|
| 三〇(認) | 二二〇・〇〇      |
| 四〇(認) | 一九〇・〇〇      |
| 六〇(認) | 一六〇・〇〇      |
| 七五(認) | 一四〇・〇〇      |

ベンベルグ(旭ベンベルグ)  
ベンベルグ(旭ベンベルグ)  
ベンベルグ(旭ベンベルグ)  
ベンベルグ(旭ベンベルグ)

|            | 最高價格(單位百封度) |
|------------|-------------|
| 一〇〇(認)     | 一三〇・〇〇      |
| 一二〇(認)     | 一一〇・〇〇      |
| 一五〇(認)     | 一〇八・〇〇      |
| スプール捲      | 一〇八・〇〇      |
| コーン捲又はチーズ捲 | 一〇八・〇〇      |

スプール捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす  
格付省略

(木) マテザ

デニール

銘

柄

呼稱

|        | 最高價格(單位百封度) |
|--------|-------------|
| 四〇(認)  | 二〇〇・〇〇      |
| 六〇(認)  | 一七〇・〇〇      |
| 七五(認)  | 一五〇・〇〇      |
| 一〇〇(認) | 一二五・〇〇      |
| 一二〇(認) | 一一五・〇〇      |
| 一五〇(認) | 一一三・〇〇      |

スプール捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす  
格付省略

一等級品との格差欄中下何圓とあるは當該銘柄の一等級品の何圓下げとす

**B 人造絹絲を販賣する者（人造絹絲を製造する者を除く）が消費者に對し販賣する場合**

人造絹絲を製造する者が販賣する場合の最高價格に其の百分の三を加へたる價格

**註** 此の規定は仲間商人の口錢を定めたもので、製造者から何人の仲間商人を經ても最終の消費者（機業家等）に渡る時の價格は最高價格に百分の三を加へたものを超へることは出來ない。

**第四 人絹の番手制限**

商工省では昭和十三年七月廿三日人造絹絲販賣價格取締規則を公布、廿五日より實施することとなつたので、之に伴ひ人絹絲の番手制限を行ふこととなり、廿三日付を以て輸出入臨時措置法に基き商工省令を公布廿五日より施行した。人絹絲の番手制限を行つたのは、最高價格のない絲を製造する脫法行爲を防止するためと、不用不急の番手を制限せんがためである。尙本令の違反は輸出入臨時措置法第五條違反として一年以下の徴収又は五千圓以下の罰金に處せられる。

人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件（昭和十三年七月二三日  
商工省令第六四號）

人造絹絲ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）

及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外其ノ太サヲビスニ在リテハ一二〇、一五〇、二〇〇、二五〇又ハ三〇〇デニール、マルチ艶有ニ在リテハ七五、一〇〇又ハ一二〇デニール、マルチ艶消ニ在リテハ七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニール、ベンベルグニ在リテハ三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニール、マテザニ在リテハ四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニールト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

**第五 人絹價格と物品販賣價格取締規則との關係**

人絹最高價格の設定により、從來人絹に適用されてゐた纖維製品販賣價格取締規則より人絹絲を除外することとなり、商工省では昭和十三年七月廿三日付を以て、輸出入品臨時措置法に基く商工省令を公布、廿五日より實施した。尙纖維製品販賣價格取締規則は、同七月廿八日物品販賣價格取締規則改正に關する商工省令によつて、七月廿八日吸收され廢止となつたが、物品販賣價格取締規則と人造絹絲販賣價格取締規則との關係は、次の如くである。即ち人造絹絲で最高價格の適用のない人絹絲に對しては、物品販賣價格取締規則が適用され、最高價格の設定された人絹絲は、人造絹絲販賣價格取締規則が適用されるのである。

## 人 絹

人絹即ち人造絹絲は、屑綿、木材バルブ等の植物性纖維素を原料とし、これを溶解薬の作用によつて解膠分散させて「コロイド紡絲液」を作り、これを白金冠の細孔若くは毛細硝子管から壓出して還元凝固させ最後にこれを漂白仕上加工したものである。

ス・フ即ち人造纖維は、人絹製造の一方法である。ヴィスコード法により、紡絲液を普通人絹よりも遙に小さな紡絲孔から一時に多條を壓出させ、これを凝固前に引き伸して、紡絲孔の半分位の太さに造り、更に諸工程を経てから綿のやうに引き伸ばしたものである。(この點が人絹と異なる)

人絹の纖度は、生絲同様長さ四五〇米のものを標準として、重量〇・〇五瓦のものを一デニールと呼び、重量の加はるにつれて、デニールの數を増していく。獨乙ベンベルグ會社の製品アドラー絲の如き

は單絲で〇・六デニールの細い絲が出來る。普通ヴィスコード絲で、六デニール位である。我國では二〇デニールの生産が最も多く七割を占めてゐる。

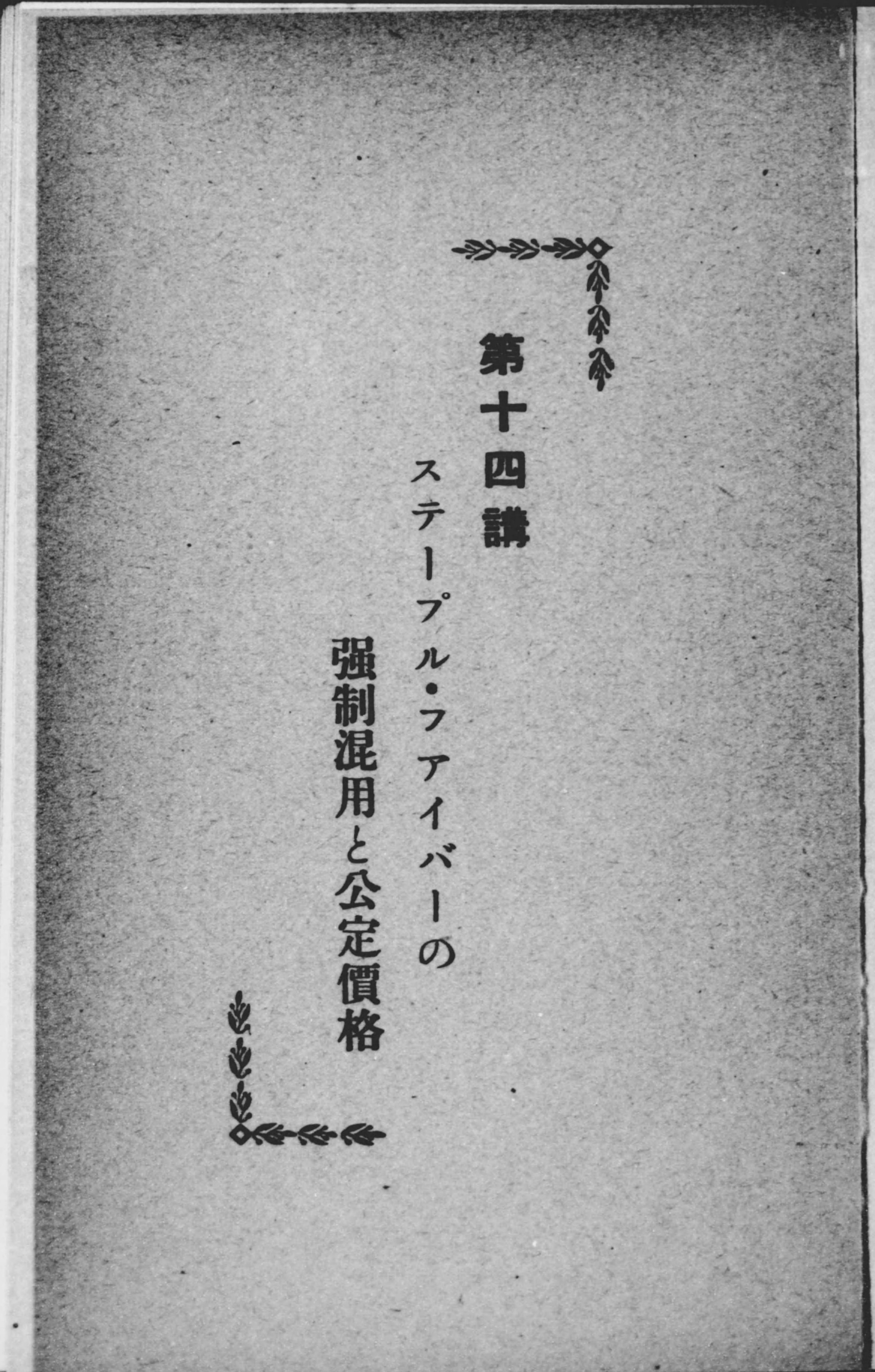
左に販賣價格取締規則中の用語を解説する。

**ビス** 人絹の製作過程においてノズルと稱する紡出口を、人絹原料が通過する。そのノズルの穴數が三十から三十五までのものがこのビスである。つまりマルチに比較して、それを組成する纖維が少いのであるから、人絹としての太さはマルチより太いものである。

**マルチ** 右のノズルが五十から五十五のもの、つまり人絹を組成する纖維の數が多いのであるから、同じデニールとすれば、人絹としての太さは細いもので、一言にして云へばビスより高級品である。

**ブライト** スフの光つてゐるものである。

**ダル** 艶消しのスフ。



## 第十四講

ステーブル・ファイバーの

強制混用と公定價格

## 第十四講 ステープルファイバーの強制混用 と公定價格

### 第一章 ステープルファイバーの強制混用

#### 第一 概 説

毛絲や毛織物の原料たる羊毛の輸入制限に伴ひ、商工省では輸出及軍需用を除いて國內民需用の毛絲及毛織物には、ステープルファイバーを混用し、羊毛の喰ひのばしを計ることを決定、輸出入臨時措置法に基き毛製品スフ混用規則を昭和十二年十月十一日公布したが、この時は一部の毛製品に止まり、次いで十一月廿七日の改正を経て、昭和十三年七月十日全面的な改正を行つた。

本改正省令は、昭和十三年七月八日付を以て公布、十日より實施せるもので、その改正骨子を拾つてみると

一 混用範囲の擴大 スフ混用範囲を擴大した。從來毛織物は全部、毛絲は手編毛絲のみにスフ混用を命じてゐたのを、今後は梳毛絲、紡毛絲にもスフ混用を強制し、之によつて毛絲、毛織物は凡てスフを混用しなければならなくなつたのである。

二 混用割合の引上 スフ混用割合を引上げた。從來毛織物は二割乃至三割のスフ混用であつたのを、今後は紡毛織物を除き五割以上のスフ混用を命じた。

三 規格の統一 公定價格制度をくぐりぬけるために、故意に規格の違つたものをつくる者がないとは限らない。そこで政府は梳毛絲の番手制限を行ひ、規格統一を計つた。

四 支那への輸出禁止 中華民國を國內同様に扱ひ、輸出向としてスフを混用しない純毛製品を中華民國向として販賣することを得ないものとした。中華民國は日本の圓プロツク内の國であつて、之に輸出しても日本の圓紙幣を稼ぐのみで、外國に通用する外貨とならぬからである。

次に省令の説明に入らう。

## 第二 法令の骨子

一 梳毛絲を製造する場合には、輸出向（滿洲國、中華民國、關東州への輸出は輸出と認めた）を除いて國內向はその太さを制限する。即ちメートル式番手九番、十六番、二十番、三十番、三十二番、三十六番、四十八番、五十二番、六十番、六十四番、七十二番となし不用の番手を整理し、同時にステープルファイバー其他毛又は綿に非ざる纖維を重量割合に於て、五割、六割、七割、八割又は九割混紡しなければならない。勿論特別の事情（軍需用のもの其他）あるにより地方長官の許可を得たる場合は此の限りではない。そして買ふ者に判る様に梳毛絲に混用せる纖維の種類（例へばスフとか）及混用割合を表示しなければならない（省令第一條）。

二 紡毛絲を製造する場合には輸出向を除いて、國內向はスフ其の他毛又は綿に非ざる纖維を重量割合で二割以上混用しなければならぬ。但し特別の事情（軍需用）により地方長官の許可を受けたる場合は此の限ではない（省令第二條）。

三 毛織物（毛布、膝掛、襟巻を含む以下同じ）又は毛メリヤスを製造する場合には、輸出を

除いて國內向は、スフ其の他毛又は綿に非ざる纖維を次の重量割合で混用しなければならない。

梳毛織物 五割以上

紡毛織物

五割以上

毛布、膝掛、肩掛け、襟巻 三割以上

其の他 二割以上

毛メリヤス 三割以上

二割以上

勿論特別の事情（軍需用）ある場合には、地方長官の許可を得て例外を認め得る（省令第三條）。

四 輸出向として製造したる毛絲、毛織物、毛メリヤスを譲受けたる者は、之に本邦、關東州中華民國向消費に充つるため販賣することを得ない。勿論特別の事情あるにより地方長官の許可を得たる場合は此の限りではない（省令第四條）。

五 本規則の違反に對しては、輸出入品臨時措置法第五條の適用によつて一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる。

## 第二章 ステイブルファイバーの公定價格

### 第一 概 説

ステーブルファイバー及ステーブルファイバー絲は、棉花及羊毛の消費制限によつて需要が増大し、價格は騰貴傾向を辿つたのであるが、その原料は、人絹用のパルプで輸入品なので、これは我が國として無制限に輸入することは出來ない（スフの月産は約三萬五千梱くらひである）。從つてスフやスフ絲の値段は高くなつてゆく。商工省では之を抑制するためスフ及スフ絲の最高價格を設定することとなり、輸出入臨時措置法に基きステーブルファイバー及ステーブルファイバ一絲販賣價格取締規則を制定、昭和十三年六月十五日付官報を以て公布、十八日より實施した。本規則は四ヶ條より成る簡単なもので、その内容を説明すると次の如くである。

## 第二 法令の骨子

一、スフ及スフ絲は、如何なる名義を以てしても、最高價格を超ゆる對價を以て販賣することは出來ない。最高價格を設定するスフ及スフ絲の種類は商工大臣が告示する(省令第一條)。

二、最高價格を設定されたスフ及スフ絲の販賣については、最高價格を超ゆる對價を以て販賣したと同一の利益を擧ぐる目的を以て、買戻約款を付したり、他の商品と併せ販賣し其の他之に類似する行爲をなすことを得ない。例へば最高價格が百圓であつたとして、甲が乙に買戻約款付で九十圓で賣り、後甲が乙から七十圓で買戻し、更に、甲が乙に九十圓で賣るとせば、甲は乙に對し實質上百十圓で賣つたこととなり、最高價格を超ゆることとなる。これは違反だといふのである。スフ及スフ絲は最高價格で抑へられそれ以上の利益を以て賣れないでの、他の商品、例へば絹紡絲の如き最高價格のないものと組み合せて賣り、絹紡絲の値に高値をつけて、實質上スフ及スフ絲を最高價格以上で賣つたと同じ利益をあげることが出来る。之は勿論形式的には、スフ及スフ絲の最高價格を超へないにしても、實質上最高價格を超ゆるものとして、禁止するのである

る(省令第二條)。

三、最高價格を設定されたスフ及スフ絲は、その販賣をなす月より五月目以後に於て受渡をなすことを條件として販賣することを得ない、然し輸出註文があつた場合には、商工大臣の承認を受けて五ヶ月先のものでも販賣し得る(省令第三條)。

四、此の規定は、パルプの原料關係及スフ及スフ絲の需要増から、ともすれば現物が供給不足がちにあるので、五ヶ月先の賣買の如きは、抑制しようといふのである。

五、最高價格の設定されないスフ及スフ絲販賣も自由に放任すると價格が不當に騰貴する虞があるので、之に對しては販賣者をして毎月十日迄に前月中の販賣數量及金額を商工大臣に届出でしむることとしたのである(省令第四條)。

六、本規則は六月十八日から施行する。然し施行前に最高價格を超へて既に販賣契約をなせるものに、強制するのは困難であるから、八月卅一日迄に引渡するものは本規則による最高價格の適用を除外する。然し九月一日以後にスフ及スフ絲を引渡すものは、本規則施行前になした販賣契約と雖も、最高價格を超ゆることを得ない(省令附則)。

七 尚スフ及スフ絲販賣價格取締規則は、輸出入品臨時措置法に基くものであるから、本規則の違反に對しては、措置法第五條を適用し、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處することになる譯である。

### 第三 スフ公定價格

ステー・ブルフアイバー及ステー・ブルフアイバー絲販賣價格取締規則によつて、最高價格を設定するスフ及スフ絲の種類、並に最高價格は、昭和十三年六月十五日付官報を以て商工大臣より告示され十八日より實施した。

#### ステー・ブルフアイバー及ステー・ブルフアイバー絲ノ種類及最高價格 ニ關スル告示(昭和一三年六月一五日)

##### 第一 ステー・ブルフアイバーの種類及最高價格

- 一 種類
- 二 ブライト

ダル

#### 二 最高價格

(一) ステー・ブルフアイバーを製造する者が販賣する場合

|         | 最 高 價 格 (単位百封度) |       |       |       |
|---------|-----------------|-------|-------|-------|
|         | 六月渡             | 七月渡   | 八月渡   | 九月渡   |
| ア ラ イ レ | 六五〇〇            | 六五〇〇  | 六五〇〇  | 六五〇〇  |
| ダ イ ル   | 七五〇〇            | 七五〇〇  | 七五〇〇  | 七五〇〇  |
| イ 無標品   | 五圓下げる           | 五圓下げる | 五圓下げる | 五圓下げる |

ロ ブライトに付ては別表に依り格付を爲すものとす(別表略)

(二) ステー・ブルフアイバーを販賣する者(ステー・ブルフアイバーを製造する者を除く)が消費者に對し販賣する場合

ステー・ブルフアイバーを製造する者が販賣する場合の最高價格に其の百分の一を加へたる價格

#### 四二 ステー・ブルフアイバー絲の種類及最高價格

第二章 ステー・ブルフアイバーの公定價格

左に掲ぐるライト絲

十番單絲、十六番單絲、二十番單絲、三十番單絲、四十番單絲、二十番雙絲、三十番雙絲

四十番雙絲、六十番雙絲、八十番雙絲

二 最高價格

(一) ステープルファイバー絲を製造する者が販賣する場合

| 種類    | 六月 渡   | 七月 渡   | 八月 渡   | 九月 渡   |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 十番單絲  | 九一・五〇  | 九一・五〇  | 九一・五〇  | 九一・五〇  |
| 十六番單絲 | 九二・〇〇  | 九二・〇〇  | 九二・〇〇  | 九二・〇〇  |
| 二十番單絲 | 九三・〇〇  | 九三・〇〇  | 九三・〇〇  | 九三・〇〇  |
| 三十番單絲 | 九七・〇〇  | 九七・〇〇  | 九七・〇〇  | 九七・〇〇  |
| 四十番單絲 | 一〇二・五〇 | 一〇二・五〇 | 一〇二・五〇 | 一〇二・五〇 |
| 二十番雙絲 | 九六・五〇  | 九六・五〇  | 九六・五〇  | 九六・五〇  |
| 三十番雙絲 | 一〇三〇〇  | 一〇三〇〇  | 一〇三〇〇  | 一〇三〇〇  |

四十番雙絲 一一〇・五〇 一一〇・五〇 一一〇・五〇 一一〇・五〇  
 六十番雙絲 一三九・五〇 一三九・五〇 一三九・五〇 一三九・五〇  
 八十番雙絲 一五八・五〇 一五八・五〇 一五八・五〇 一五八・五〇  
 イ 六十番雙絲及八十番雙絲にして瓦斯燒のものは五圓上げとす

ロ 別表に依り格付を爲すものとす

別表(省略)

(二) ステープルファイバー絲を販賣する者(ステープルファイバー絲を製造する者を除く)  
 が消費者に對し販賣する場合

スフ絲の最高價格が設定されたので、最高價格のないスフ絲を作つて不當に利益を計るものがあ  
 たる價格

五 格付(省略)

第四 斯フ絲の番手制限

スフ絲の最高價格が設定されたので、最高價格のないスフ絲を作つて不當に利益を計るものがあ  
 たる價格

出來て來ないとも限らないし、又不用不急のスフ絲の生産を抑止するため、商工省ではスフ絲の番手制限を行ふこととなり、輸出入品臨時措置法に基き、昭和十三年六月十五日付官報を以て之に關する省令を公布、十八日より施行することとなつた。尙本令違反は、輸出入品臨時措置法第五條によつて一年以下の懲役又は五千圓の罰金に處せられる。省令内容は次の如くである。

#### ステーブルファアイバー絲ノ番手制限ニ關スル件（昭和一三年六月一五日） （商工省令第三二號）

ステーブルファアイバー絲ヲ製造スル場合ニ於テハ其ノ太サフ單絲ニ在リテハ英式番手十番、十六番、二十番又ハ四十番ト爲シ双絲ニ在リテハ二十番、三十番、四十番、六十番又ハ八十番ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

### 第五　スフ及スフ絲販賣價格取締規則と

#### 物價取締規則との關係

ステーブルファアイバー及ステーブルファアイバー絲の最高價格は、纖維製品の最高價格制のトツブを切つたものである。スフ及スフ絲販賣價格取締規則に遅れて昭和十三年六月廿八日纖維製品販賣價格取締規則が公布されたが、此の規則の中からは、スフ及スフ絲販賣價格取締規則の適用

が除外され次いで七月廿八日纖維製品販賣價格取締規則は廢止され、物品販賣價格取締規則に吸收されたが此の物品規則の中でも、スフ及スフ絲販賣價格取締規則は除外されて、省令の重複を避けてゐるのである。結局スフ及スフ絲にして最高價格の設定されたものは、スフ及スフ絲販賣價格取締規則が適用され、最高價格のないものは、物品販賣價格取締規則が適用されるのである。

### ・商業組合

商業者の組合團體としては、營業上の各種弊害を是正するための準則組合及重要物産同業組合があり、別に協同運動による産業組合があつたが、その後工業者及び輸出業者のために、工業組合及輸出組合が設けられ、それぞれ同業組合及産業組合の目的を併せ行ふことになり、その成績が良好なので、昭和七年法律第二十五號で商業者のために商業組合法が制定された。

この法律によつて組織されるのが、商業組合で、商業者がその商業の改良發達を圖るため共同の施設をなすのが目的である。そして、この組合の事業は左の如くである。

- イ、組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬、その他組合員の營業に關する共同施設
- ロ、組合員の營業統制

ハ、組合員の營業に關する指導、研究、調査その他組合の目的を達するに必要な施設

ニ、組合員に對する營業に必要な資金の貸付または組合員の貯金の受入

第十五講

石炭の配給統制

## 第十五講 石炭の配給統制

### 第一章 統制される石炭の知識

一 原料炭の重要性 石炭が産業の最も基本的な動力であることは此處に言を俟つまい。ボイラーやの籠焚きをはじめとし、製銑、鑄物用コークスやガスコークスの原料炭として無くてはならぬもので、石炭界に於ける浴場用、家庭用石炭の占める地位は意外に小さい。問題は工業用の石炭である。

そこで今回の國家管理を理解する前に、先づ石炭の性能にしたがつて、品種の區別を理解しなければならぬ。左に性能別の表を摘記しやう。

#### 有煙炭

1 粘結性ある石炭——コークス用原料炭として使用される。

2 強熱性の石炭——カロリーが高いので、工場その他のボイラーナどの竈焚用の燃料炭として使はれる。

3 火持ちのよい石炭——煤の出ない白色煙の石炭で、カロリー即ち熱度は落ちるが、火持ちがよいので家庭用炭に用ひられる。

### 無煙炭

1 竈焚用燃料炭——汽車に用ひ煉炭製造に用ひられる。

2 灰分少く固定炭素多き石炭——コークス原料炭として使用される。

此處で先づ銘記して置かねばならぬことは、右の有煙炭と無煙炭を通じて特に重要なのはコークス原料炭だといふことである。右の表でいへば有煙炭の一、即ち粘結性炭と無煙炭の二、即ち灰分少く固定炭素多き石炭である。これは何れも特殊コークス炭として現在最も大切な石炭である。支那事變が進展するにつれ銑鐵の増産のため、特殊鋼及鑄物用のコークス炭として、この有煙無煙の特殊コークス用原料炭だけは何を描いても優先的に供給を確保しなければならない。

二 適性利用の必要 わが國の石炭需給は國內產額に若干の輸移入を加へれば、現在のところ

數量的には大體需給相等しいと見てよい。ところが近來八釜しく石炭鐵罐が呼ばれるのは一に配給の不適正に歸する。つまり全體の數量から見れば需給が合致してゐるのだが、右に述べた大切な原料炭が惜氣もなく竈焚用に用ひられ、ボイラ用炭が家庭用に使はれたりして、その用途が無駄に、且つ亂雑を極めてゐる。これを、石炭の適性に應じて、用途を統制乃至管理すれば、少くとも現下緊要の原料炭だけは、相當需給梗塞を緩和することが出来る。戦争に勝つため、即ち軍需生産力を維持擴張するためには、是が非でも直ちにこの原料炭を一塊といへども無駄なく原料炭本來の用途に集中させねばならない。

## 第一章・石炭配給統制の眼目

前章で述べたやうな事情から、政府は先づ石炭の適性利用を圖るため、原料炭の國家管理を行はねばならない。また石炭全般について、その原料炭たると竈焚炭たると、將た家庭用炭たるとを問はず、戰時下の石炭配給に關する命令權も政府の手に收めて置かねばならない。この命令權

は從來のままであると國家總動員法を俟たねば出來ない。併し御用船を一艘動かすにも、特別の  
軍需工場の運轉を確保するにも、或は原料炭の強制集中を圖るにも、とにかく政府は石炭の全般  
について自由な配給命令權を掌握して置かねばならない。

このため石炭配給統制規則（昭和十三年九月一九日商工省令第八〇號）が制定された。その眼目は右  
の趣旨から

- 1 製銑用、銑鐵鑄物用コークス及瓦斯製造用原料炭の適正利用を圖るためにその配給を政府の  
統制下に置いた。
- 2 軍需と特殊民需に石炭の供給確保を圖るために、石炭全體に對して政府の配給命令權を規定  
した。

の二點とした。これで當面の戰時の石炭配給が政府の強い統制下に置かれたわけである。

## 第三章 石炭配給統制規則の内容

- 一 條文の中心點 石炭配給統制規則は輸出入品臨時措置法第二條に基き、昭和十三年十月一日施行、條文は全八ヶ條、十月五日商工省令第八十五號で、統制を一部緩和改正された。條文の構成は
  - (一) 政府の直接的な配給管理の命令權を第一條に置き
  - (二) 昭和石炭會社に統制された石炭の配給統制は昭和石炭に代行させ、昭和石炭の發行する切符制に強制力を與へる措置を第三條に規定し
  - (三) 以上の特殊な石炭に限らず、石炭全般に對する商工大臣の廣汎な配給命令權を第六條に規定し
- 以上の三ヶ條を中心に種々の關係條項が整備されてゐる。
- 二 一號炭と二號炭の意味 而して省令の終りに「別表」を附して一號と二號に分けて炭坑が

列舉されてゐるが、そのうち一號に屬するものは右の第一の政府の直接管理を受ける石炭で、第二號に屬するものは右の第二の昭和石炭の代行管理を受けるもの（つまり昭和石炭の切符制によるもの）の意味である。だから第一條（政府の直接管理）で抑へる石炭には第一號の石炭といふ文字が使つてあり、第三條（代行管理）の場合は、第二號の石炭といふ文字になつてゐる。この區別と使ひ分をよく呑み込んで置かないと、以下條文の構成の理解が出來ない。

### 三 條文の内容

（一）石炭の生産業者又は販賣業者は、別表第一號の石炭は商工大臣の許可を受けなければ之を販賣することを得ない。販賣の文字のうちには本則施行前にした契約による引渡も含む（省令第一條第一項）。

（二）但し、左に掲げる場合は商工大臣の許可を受けなくとも宜しい（省令第一條但書）。

#### 1 左の如きものの販賣の場合

- （イ）御料品
- （ロ）官廳用品

#### （ハ）軍用品

#### （ニ）船舶用品

2 別表一號炭のどれかの一つについて、販賣業者に對する販賣契約數量が一ヶ月當り二百五十噸を越えないとき。また、使用者に對する販賣契約數量が、工場、事業場その他の使用場所單位に、一ヶ月當り二百五十噸を越えないとき

3 天災事變その他止むを得ない事由で、政府の許可を受けることが出來なかつたとき  
(三) 石炭の生産業者又は販賣業者が前條の許可を受けやうとするときは左の事項を書いた許可申請書を商工大臣に提出しなければならない（省令第二條）。

#### 一、種類、販賣數量及價格

#### 二、販賣先及販賣先に於ける用途

#### 三、納期及納入場所

(四) 石炭の生産業者又は販賣業者は、別表第二號の石炭は、商工大臣の指定する者の發行する石炭割當證明書と引換でなければ石炭使用者に對し之を販賣することを得ない（省令

第三條)。

(五) 但し、左に掲げる場合は割當證と引換でなくても宜しい(省令第三條但書)。

1 左の如きものの販賣の場合

- (イ) 御料品
- (ロ) 官廳用品
- (ハ) 軍用品
- (ニ) 船舶用品

(ホ) 製銑用若くは銑鐵鑄物用コークス又は瓦斯の製造用原料として適當でないもの

2 石炭の販賣契約數量が別表第二號石炭のどれでも一つについて、使用場所單位に一ヶ月當り二百五十噸を越えないとき

3 天災事變その他の止むを得ない事由によつて割當證明書を受けることが出來ないと  
き

(六) 第三條の規定により商工大臣は左の如く指定した(昭和一三年九月一九日商工省告示第二

七七號)

昭和石炭株式會

(七) 石炭の使用者は、第一條又は第三條によつて買受けた石炭を他に譲渡することを得ない。但し特別の事情で商工大臣の許可を受けた場合は宜しい(省令第四條)。

(八) 石炭の生産業者又は販賣業者は、別表第一號炭及第二號炭について、左の事項を記載した帳簿を備へて置かねばならぬ(省令第五條)。

- 1 生産又は購入した石炭の種類別の數量及價格、約定及受入の年月日並に購入先の氏名、名稱及住所
- 2 販賣した石炭の種類別及用途別の數量及價格、約定及引渡の年月日、引渡場所並に販賣先の氏名、名稱及住所
- 3 每月末に於ける種類別の貯炭數量

(九) 商工大臣が石炭の需給を調整するため特に必要ありと認めるときは、石炭の生産業者又は販賣業者に對し、石炭の供給先若くは供給方法、供給する石炭の種類若くは數量又は

貯炭につき必要なる命令を爲すことがある(省令第六條)。

(十) 商工大臣が必要ありと認めるときは、當該官吏をして、石炭の生産業者又は販賣業者の帳簿其の他の検査をなさしめることが出来る(省令第七條第一項)。

(十一) 地方長官が必要ありと認めるときは當該官吏をして、石炭の販賣業者の帳簿其の他の検査を爲さしめることが出来る(省令第七條第二項)。

(十二) 石炭の生産業者又は販賣業者が石炭割當證明書と引換へに石炭を販賣したときは、遅滞なく石炭の販賣先、種類別の數量及價格、並に引渡の年月日をその石炭割當證明書の發行者に報告しなければならない(省令第八條)。

### 別表

#### 第一號

高崎町鹿島炭

芳野浦炭  
江里岳炭  
矢張炭

|           |        |        |       |       |       |                                     |         |                    |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|-------------------------------------|---------|--------------------|
| 平田山三坑炭    | 權現山無煙炭 | 魚貫無煙炭  | 塔撫順湖炭 | 本溪票山炭 | 北密樺太炭 | 北北大同炭、開平炭、中興炭、井陘炭<br>其の他の支那より輸入する石炭 | 佛領印度支那炭 | 第二號<br>タ<br>張<br>炭 |
| 平空新真夕谷張地炭 | 茂砂歌志内炭 | 大川歌志内炭 | 新嘉穗山炭 | 吉限山炭  | 上歌志内炭 | 新歌志内炭                               | 新嘉穗山炭   |                    |

四 條文の字句註釋 右の條文のうち第一條の生産業者といふのは炭坑業者、販賣業者といふのは問屋、ブローカーの意味である。第三條の「商工大臣ノ指定スル者」とあるはその後に告示された昭和石炭株式會社の謂である。第四條の譲渡禁止の除外例「特別ノ事情ニ依リ」といふのは事業を止めて石炭が不要になつたとか、特別に他の業者に割當石炭を立替融通するとかの場合の謂である。

第六條の「石炭」とあるのは第一號炭とか第二號炭とかに限らず凡そ石炭と名のつくもの全部の謂である。

第七條に於て、商工大臣は生産業者と販賣業者の何れに對しても検査權を持つてゐるが、地方長官の検査權は販賣業者に對してのみに限られてゐるので、この點を混同してはならぬ。

## 第四章 配給統制の運用方針

### 一 切符制の除外例 第三條但書は切符制の除外例を列舉してゐるが、そのうち「(ハ)製銑用

若ハ銑鐵鑄用物用コークス又ハ瓦斯ノ製造用原料トシテ適當ナラザルモノ」とは粉炭であつて、當該原料として適當なるもの以外のもの、即ち塊炭(大、中、小塊炭を含む)、切込炭、微粉炭及沈澱炭並粉炭であつて、當該原料として適當でないものをいふのである(昭和一三年一〇月四日物資調整局第一部長通牒)。

一 當該原料として通常なるもの 現在銘柄に付ては左に掲げるものを右の當該原料として適當なものと認める(同右通牒)。

#### 第二號炭名

#### 原料適當炭ノ略稱

|      |                      |
|------|----------------------|
| 夕張炭  | 夕張粉、夕張特粉、新夕張特粉       |
| 平和炭  | 夕張粉、夕張特粉、新夕張特粉       |
| 新夕張炭 | 夕張粉、夕張特粉、新夕張特粉       |
| 眞谷地炭 | 夕張粉、夕張特粉、新夕張特粉、眞谷地特粉 |
| 空知炭  | 神威粉、神威特粉             |
| 砂川炭  | 砂川上粉                 |

大夕張炭 大夕張粉、大夕張洗粉

茂尻炭 茂尻A洗粉、茂尻B洗粉、茂尻洗粉

歌志内炭 歌志内洗粉

上歌志内炭 上歌志内洗粉、上歌志内十番粉

新歌志内炭 新歌志内洗粉

嘉穂炭 嘉穂洗粉、嘉穂三尺洗粉

平山炭 平山洗粉、平山四尺洗粉

吉限炭 吉限洗粉

### —經濟警察必携終—

## 鹽野司法大臣訓示

(昭和十三年九月一日  
經濟係實務家會同に於ける)

一 支那事變勃發以來既に一年有餘を閏し、御  
陸軍の下皇軍將士の勇戦奮闘に因り着々戰果を收  
め、敵が最後の據點を恃む漢口の陥落も既に目曉  
の間に在り、國威燐然として八紘に輝きつつある  
ことは、洵に感激の至に耐へざるところであります。  
然し乍ら今後事變の最後的解決を得る爲には、尙幾多の艱難に遭遇することあるべきは豫想  
に難からざるところでありますて、又滿洲國に接  
壤するソヴィエット聯邦は、遂に張鼓峰事件を契  
機として兵を動かし、我國も之に應じて砲火を交  
ふるの已むなきに至りしも、幸ひ外交交渉の結果  
暫時小康を保つて居りますが、今後の推移は容易  
に逆睹し能はざるものがあり、加之戰は既に長期

體制に入り、我等統後に在る者の責任は愈々其の  
重きを加へ來りたるものと言はなければなりません。申す迄もなく現代の戰争は單なる武力戦に止  
らず、國の人的並に物的の凡ゆる資源を総合した  
所謂綜合的國力の戰でありまして、殊に經濟力  
の確保は戰爭目的達成の爲に最も重きを置かねば  
ならぬ點であります。此の經濟力確保の爲、支那  
事變關係の各種統制法令に基く經濟の統制は漸次  
其の強度を加へ來つたのでありますが、就中輸出  
入品等に關する臨時指揮に關する法律に基く物  
資並に物價の統制最も強度を加へ、之に伴ひ各種  
の違犯續出するに至り取締並に處罰の方面に於て  
も、其の對策を考究するの必要を認むるに至つた

のでありまして、今回各位を召集するに至りました所以のものも實に茲に存するのであります。

一 今次の經濟統制は、其の廣汎なることに於て又其の強度なることに於て、我國の未だ嘗て經驗せざりし劃期的のものと謂ふべきであります。聖戰の目的遂行の爲には眞に已むを得ざるところであります。故に此の統制に違反する行爲は、國策に背叛する非國民的行爲と申しても過言ではないであります。然し乍ら從來久しく自由なる活動を許され居りました各種の業者にとつては、今次の統制は眞に青天の霹靂とも申すべく其の狼狽困惑察するに餘りあるのであります。されば違反取締の局に當るものは、國民をして此の統制は眞に已むを得ざるところであつて、之に違反する行爲は、國策に背叛する非國民的行爲なることを十分冒得せしめ、違犯なきを期することが最も緊要であります。既に起りました違反行爲を

處罰するに付ても、克く此の間の事情を考慮するの必要あるものと信ずるのであります。即ち自己の行爲が國策に背叛することを熟知し乍ら、専ら私利を圖るが爲に違犯を敢てするが如き重大且、悪質なるものに對しては、徹底的に之を糾撻して其の責任を追及すべきは何等の躊躇を要せざることであつて、檢舉並に處罰の目標は當に茲に存するのであります。犯情輕微又は法規の不知に基くもの等に對しては、寛容の態度を以て之に臨み、苟くも苛察に至り嚴酷に失するときは、國民をして國策遂行に對する協力を嫌忌するの念を生ぜしむるに至るべく、國民の思想上に及ぼす影響に付ては十分なる御留意あらむことを冀ふ次第であります。

### 一 裁判、檢察の職務は其の關涉するところ社

るに至つたのであります。各位は今後も仍一層此の方面に努力せられんことを切望致す次第であります。

一 裁判、檢察の事務を處理するに當つては、其の適正なることを期すべきは勿論であります。が、更に之を出來得る限り迅速に處理することが、其の目的を達する上に於て肝要と考へられるのであります。此の點は屢々訓示致したところであります。今次の經濟統制違反の事件は規模大なる商取引に關聯するもの多きが爲、其の處理迅速を缺くが如きことがありましたならば、取引の不安定なる状態が徒らに繼續して各般の支障を生ずる虞があり、又統制の具體的方針は時局の推移に隨ひ時に變更を見、従つて法令も亦改廢せらるるが如きことありと考へられますので、迅速に處理せられざるに於ては自憲他戒の實效を擧ぐること頗る困難でありますから、此の點に付格段の御

配慮あらんことを望む次第であります。

一 今次の經濟統制の強化に伴ひ、不幸業を失ひ又職を轉ずるの已むなきに至りたる者は其の數相當の多數に上り、此等は孰れも國策遂行上の犠牲者とも申すべく、同情の念轉た禁ずる能はざるものがあるのであります。政府に於ては其の對策の樹立と實行とに銳意努力致して居る次第であります。が、過渡期に於て或る程度の社會不安の伴ふ處あることは否定し難きところであります。此の間隙に乗じ不穏なる思想の醸成せられ不逞な行動に出づる者なきを保し難く、之に依り統後の治安が攪亂せられ戰争目的の遂行に些かにても支障を生ずるが如きことがあります。故に各位は克く社會の實情を調査して思想運動の動向を察し、統後の治安を確保するに萬端盡なきを期せられたいのであります。

## 本間警保局長口演要旨

(昭和十三年八月二十五日  
經濟警察主務課長會議に於ける)

戰時下に於ける國防經濟の確立の爲に經濟統制が愈々強化せられ、統制諸法令は相亞いで公布施行せらるるに至りましたので、警察當局に於ても戰爭目的遂行の爲に之等諸法令の實施を確保して其の運営の圓滑を圖りますと共に治安維持の完璧を期せねばなりません。然しながら、其の重大なる任務を遂行致しますには、現在の警察機構を以てしては到底之に即應し得ない状態にありましたので、斯る新事態に對應する爲に今回新に經濟警察の組織を整備することに相成つた次第であります。

經濟警察運用に關する根本的態度といたしましては、先づ統制諸法令の實施を確保することが絶

對的に必要でありますので、之等法令の違反に対する態度を以て之に蒞み、國策に對する取締を徹底して自憲他戒の實を擧ぐる様に致されたいのであります。尙經濟警察運用の實效を擧げる上からいたしまして警察全體をして、最も緊密なる連絡の下に眞に協力一體となつて事に當らしむると共に、經濟部其の他關係方面とも克く連繫を保持して間隙のない様に御留意を願ひたいのであります。

以上申し上げました如く經濟警察の任務は極めて重大であります。其の運用の適否は、直ちに一般國民生活及び國民思想に極めて大なる影響を及

ばしますので此の際部下吏僚を戒め事に當つては最も慎重なる態度を以て蒞ましめ苟も其の運用を諭るが如きことの無い様留意せられ以て戦争目的の遂行の爲に聊かも遺憾のない様切望して竭まない次第であります。

## 清水經濟保安課長口演要旨

(昭和十三年八月二十五日  
經濟警察主務課長會議に於ける)

聖戰の目的を貫徹する爲には物心兩方面に亘り國力を総動員することが緊急の要求でありますので、警察當局に於きましても此の戰争目的遂行の爲に統制諸法令の實施を確保して其の運営の圓滑を期することが絶対に必要と相成つた次第であります。隨ひまして之等諸法令に違反する者に對しましては斷乎として取締並検挙を爲すことが根本方針であります。

然しながら、之が具體的實踐方法として考慮せられますことは、

第一 に之等統制諸法令違反に就ては未だ一般に反道徳性の念が乏しいので、統制諸法令は戰時國策遂行の爲絶對必要で、隨て其の違反は國策を

素る反國家的行爲であることを充分國民に理解せしむると共に、其の徹底を圖り國民をして心より國策に協力せしむるの方法を講すべきであります。

第二 は警察機構を有機的に活用して絶えず統制諸法令の施行状況を監視して、其の實施を確保すると共に違反の虞ある場合に於ては、更に適當なる事前的措置に依りまして萬全なる防犯の方策を講ずることであります。

第三 は検挙に就き重大又は惡質なる犯罪に主力を注ぎ輕微なる事案に對しては徒らに苛察に亘らざる様篤と留意することであります。

第四 は統制諸法令實施の結果報告の已む

なきに至りました者に對しては速かに關係當局と協力して積極的に凡ゆる方途を講ずることであります。

經濟警察運用の適否は一般國民の生活及國民思想に及ぼす影響が大でありますので、之が執行に當る警察官に對しましては十分に法令を理解徹底せしむる等、教養に努められ、之が運用を認ることのない様にいたされたいのであります。

又警察官の一般民衆に臨む態度に就きましても統制諸法令の性質に稽へまして國民をして國策に順應せしむる様に指導すると謂ふ心構へで懇切丁寧を旨とする様にせられたいのであります。

次に、經濟警察實施の狀況を申上げますと、八月十五日現在に於きまして輸出入品等臨時措置法に基く綿製品、皮革製品、ゴム製品其の他の取締省令の違反検舉總件數は九千八百餘件、檢舉人員一萬百餘人で其の中惡質なるものは一千百餘件、

人員二千百餘人に及んで居ります。

更に之等統制諸法令實施の影響を觀ますに、七月廿五日現在に於きましては綿製品、皮革製品、ゴム製品關係で事業の休廢止又は操短いたしたもののが一萬七千八百件で其の全從業員は十九萬一千餘人、全失業者が三萬六千三百餘人に達してゐる狀況であります。經濟警察機構の整備に關しては本月三日官制が公布せられましたので各廳府縣に於かれましては夫々機構を整備せられつゝあるのであります。

本省に於きましては客月二十九日警保局内に經濟保安課が設置されまして、私が課長を拜命いたしましたのであります。經濟保安課の事務内容といたしましては、取扱ふべき統制法令の範圍を

- 1 輸出入品等に關する臨時措置に關する法律
- 2 暴利取締令
- 3 並に之に基く關係法令

### 3 其の他必要に應じ關係省及關係部局と協議し經濟保安課に於て取扱ふものと決定したる法令

と致したのであります。又事務内容としては

第一は經濟情報 であります。之は保安課主管の運動状況に對する視察取締に密接な關係がありますので經濟保安課が主、保安課が從と謂ふ關係に於きまして共管といたしました。又從來局長書記別室に於て取扱つて居りました經濟情報は本課に移管致しました。

第二は執行に關する指揮連絡の事務 であります。之は

- 1 關係諸法令の違反防止及び取締並に之に關聯する事項に關する指示通牒
- 2 關係省との連絡
- 3 經濟警察に關する教養訓練
- 4 關係法令の趣旨徹底方策

### 5 物資調整に伴ふ轉業、離職に關聯する事項

であります

第三は關係法令の違反検舉に關する事項 であります。之は

- 1 檢舉に關する連絡指導
- 2 檢舉に關する情報
- 3 關係諸法令の違反に關する研究

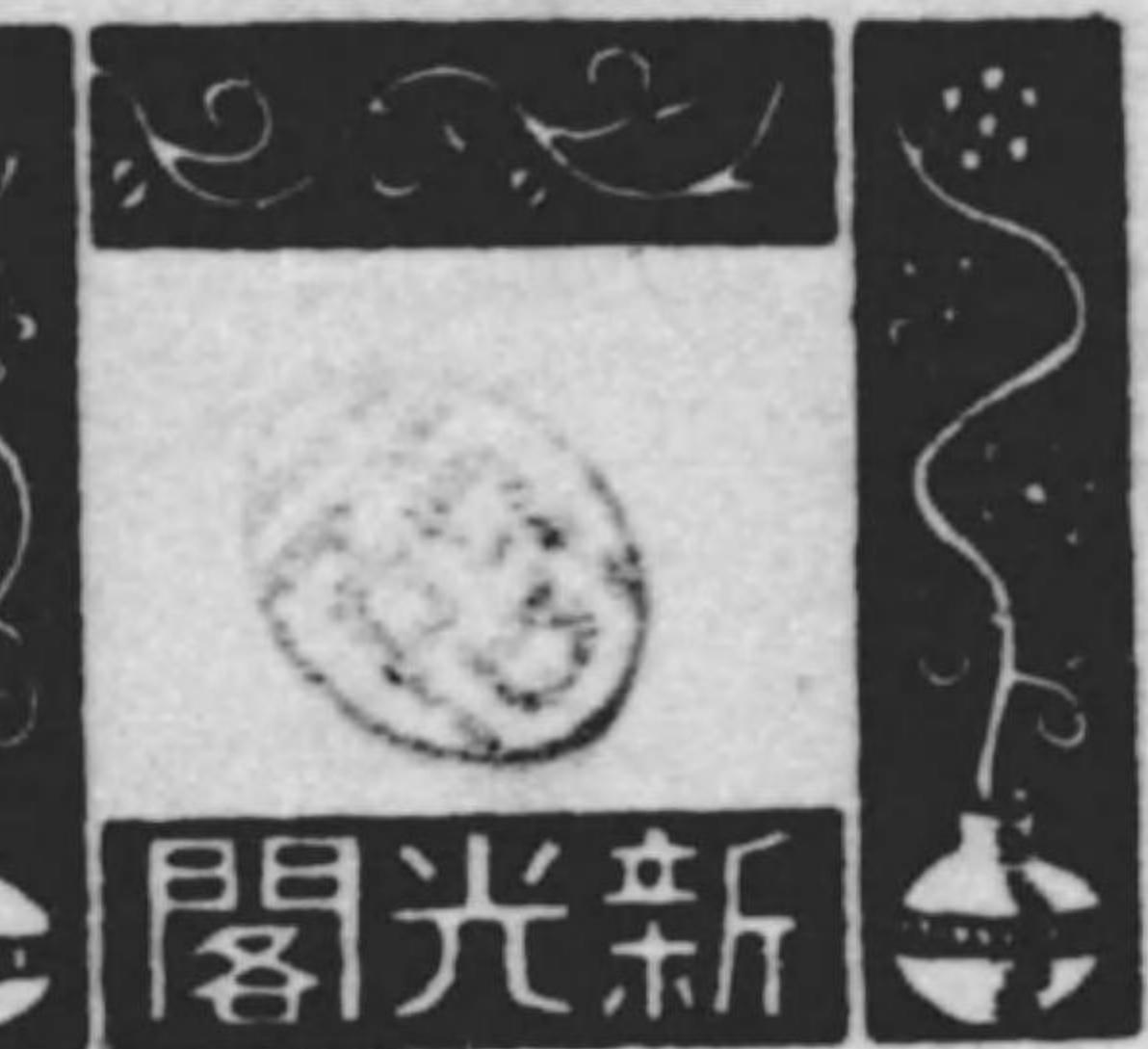
等であります。

本省並に各廳府縣への申(通)報の問題であります。が、廳府縣の經濟保安課又は經濟保安係に於ては本省並に各廳府縣に對する申(通)報は統制諸法令の違反検舉に關する情報並に報告に止め、經濟一般に關する情報は經濟保安課又は經濟保安係の現在の組織と執行事務の繁多の事情と且は情報の重複を避くる爲に從來經濟情報を取扱ひたる特高課其の他に於て申(通)報せしむることに御取扱ひを願ひたいのであります。

最後に重ねて申し上げますが、今回の經濟統制は我が國の未だ經驗しなかつた劃期的なものでありまして其の運営の適否は戦争目的遂行に重大なる關係がありますと共に治安上にも重大なる影響及ぼす虞がありますので、警察一體となり經濟監護法令の運用に就いては些も遺憾のない様御努力を願ひたいのであります。

## 發行所 新光閣

振替東京一三一〇一七番  
電話神田一二〇一〇番  
一二〇一一番



昭和十三年十月廿五日印  
昭和十三年十月三十日發行  
昭和十三年十月卅一日再版發行  
昭和十三年十一月二日三版發行  
昭和十三年十一月廿二日四版發行  
昭和十三年十二月二日五版發行

經濟警察必携

定價 一圓四十錢

著者 上野豪彦  
発行者 商工行政調査會

印刷者

東京市神田區淡路町二ノ七

東京市神田區美土代町二二三

# 新光閣刊行圖書

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 陸軍少將河野恒吉著 戰はずして勝つ   | 四六判三百頁<br>定價一圓三錢  |
| 元警視總監長谷川久一著 路ノ臺の露   | 四六判二百六十頁<br>定價八十錢 |
| 佐久間啓莊編 官公吏心鑑        | 三六判二百頁<br>定價六十錢   |
| 福岡縣警察課長野上傳藏著 警察法規類纂 | 三六判二千頁<br>定價二圓至三錢 |
| 新光閣調査部編 警察講習錄       | 菊判二百至五百頁<br>定價五十錢 |

# 新光閣刊行圖書

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 情報委員會幹事長横溝光暉著 第一線の行政    | 規格A百十頁<br>定價六十錢   |
| 事務刷新                    |                   |
| 法學士山田洋一郎編 警察受驗叢書        | 五冊一組<br>特價三圓      |
| 司法省鑑定醫菊地甚一著 犯罪心理研究      | 菊判六百廿頁<br>定價四圓七十錢 |
| 衛生主事補狩野永治郎著 傳染病豫防の理論と實際 | 四六判二百頁<br>定價一圓    |

# 書圖行刊閣光新

中川矩方著　思想犯罪搜查提要  
定價一圓四十錢

企畫監紺田工著　新官吏道の提唱  
四六判五十頁  
定價十二錢

内務事務官加藤祐三郎著  
非常時に於ける特高警  
哭判八十餘頁  
定價十五錢

祭の任務

田邊三郎共著　愛國運動圖士列傳  
四六判三百頁  
定價一圓

小杉賢二著

福岡縣通譯合屋叶著  
英文外事警察必携  
哭判二百餘頁

# 新光閣刊行圖書

|                    |            |                    |
|--------------------|------------|--------------------|
| 拓務書記官 有 松 昇著       | 商業組合法逐條字解  | 規格B三百頁<br>定價一圓四十錢  |
| 報知新聞記者 楠瀬正澄著       | 搜查戰線祕錄     | 哭判二百五頁<br>定價七十五錢   |
| 練習所教官 村満盛信著        | 唐手術の研究     | 四六判二百頁<br>定價八十錢    |
| 工場管理研究會編           | 從業員待遇諸規定總攬 | 菊判千二百頁<br>定價十五圓    |
| 大阪地方職業紹介事務局長 遊佐敏彥著 | 產業組織と失業問題  | 菊判三百七十頁<br>定價二圓四十錢 |
| 内務省社會局 小野崎武夫著      | 工場實務提要     | 四六判四百頁<br>定價一圓七十錢  |

# 新光閣刊行圖書

|                 |                  |                     |          |                   |                   |                  |                    |                  |                    |                  |                    |                  |                    |                 |                    |
|-----------------|------------------|---------------------|----------|-------------------|-------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| 企畫應辦田工著         | 日本精神新講           | 警視百鳥喜一著             | 警察講演訓示大成 | 檢事山口弘三著           | 取調の要件と意見書の書方      | 警察官の教養及待遇改善      | 京都府經濟部長外山福男著       | 檢事山口弘三著          | 取調の要件と意見書の書方       | 警察官の教養及待遇改善      | 京都府經濟部長外山福男著       | 檢事山口弘三著          | 取調の要件と意見書の書方       | 警察官の教養及待遇改善     | 京都府經濟部長外山福男著       |
| 菊判百五十頁<br>定價九十錢 | 四六判三百頁<br>定價一圓三錢 | 四六判四百五十頁<br>定價一圓八十錢 | 附錄       | 菊判一百九十九頁<br>定價八十錢 | 四六判一百六十頁<br>定價八十錢 | 四六判八十八頁<br>定價八十錢 | 四六判一百九十九頁<br>定價八十錢 | 菊判二百廿頁<br>定價一圓廿錢 | 四六判三百餘頁<br>定價二圓三十錢 | 四六判二百廿頁<br>定價八十錢 | 四六判三百餘頁<br>定價二圓三十錢 | 菊判二百廿頁<br>定價一圓廿錢 | 四六判三百餘頁<br>定價二圓三十錢 | 菊判二百廿頁<br>定價八十錢 | 四六判三百餘頁<br>定價二圓三十錢 |

# 新光閣刊行圖書

|             |           |         |          |        |              |             |          |             |          |                  |                   |                 |                   |                 |                   |
|-------------|-----------|---------|----------|--------|--------------|-------------|----------|-------------|----------|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 司法書記官大竹武七郎著 | 思想犯罪取締法要論 | 檢事山口弘三著 | 檢學より送致まで | 喜入虎太郎著 | 國家主義運動の理論と現況 | 司法省鑑定署菊地鑑一著 | 思想犯罪の諸問題 | 報知新聞記者楠瀬正澄著 | 共產黨運動の研究 | 菊判二百廿頁<br>定價一圓廿錢 | 菊判三百餘頁<br>定價二圓三十錢 | 菊判二百廿頁<br>定價八十錢 | 菊判三百餘頁<br>定價二圓三十錢 | 菊判二百廿頁<br>定價八十錢 | 菊判三百餘頁<br>定價二圓三十錢 |
|-------------|-----------|---------|----------|--------|--------------|-------------|----------|-------------|----------|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|

# 新光閣刊行圖書

社會運動通信 繁田淺二著 **勞働爭議の戰** 哭判百八十頁  
前內務省課長 南波杏三郎著 **術と對策** 定價七十錢

保安前内務省課長 南波杏三郎著 **辯護學** 菊判六百餘頁  
定價三圓八十錢

少年審判所大西輝一著 **犯罪手口の研究** 哭判六百餘頁  
定價一圓七錢

西山一郎著 **警察實務教程** 哭判三百餘頁  
定價一圓七錢

穴原信吉著 **警務必携** 哭判四百廿頁  
定價一圓五錢

報知新聞記者楠瀬正澄著 **實例搜查科學** 哭判二百五頁  
定價一圓

購入

2295



3182

